

経済常任委員会報告



平成20年度阿蘇市
一般会計予算について

商工観光課関係

問 一の宮町商工振興協同組合と阿蘇町商工振興協同組合に対する債務負担行為について問う。

答 市は、損失補償契約を締結しています。が、損失補償をしたことはありません。ただし、阿蘇町の組合に対し、

しては、19年度に事務補助として183万円を出資しています。なお、一の宮町の組合には、事務補助として毎年60万円を出資しており、阿蘇町の組合には債務者からの返済が不可能な場合に限り事務補助として出資しています。

融資の仕組みについては、組合が金融機関から資金借入れをして、これに一定の利息を上乗せして、組合は利ざやで運営しています。

昨年12月末現在の金融機関からの借入残高は、一の宮町商工振興協同組合が1、100万円、阿蘇町商工振興協同組合が1、827万7、100円となっています。昨年4月現在における組合の会員数は、一の宮町が125名、

阿蘇町が381名でした。借入者については、組合が独自に判断して貸し付けていますので、市では把握をしていません。

問 三楽荘跡地借地料について、この場所

答 観光客がどれ位利用しているのか、平日と休日に動向調査を行うように計画しています。

農業委員会関係

問 遊休農地活用促進活動報酬の内容は。

答 農地パトロールを年1回実施しており、荒廃地及び耕作放棄地を調査しています。

農政課関係

果樹産地構造政策支援事業補助金は、ブルーベリーを産地化するため、苗木購入代として半分を補助するものであり、植栽計画面積は1町2反です。植栽を予定している方は現在5名おられ、さらに1名希望されている方がいます。ブルーベリーの産地化については、希望された方に生産組合を立ち上げて、取り組んでいただくことにしています。

問 ふるさと農道整備事業は、いつまであるのか。

答 本年度で終了となり、来年度については未定です。今回予算計上した分については、合併特例債により整備することになっています。

問 森林基幹道「阿蘇東部線」の阿蘇望橋に係る経費について、5年ごとに点検料が必要となるのか。

答 この橋は木造のため、3～5年を目処に塗装が必要となります。塗装工事費は462万円です。

問 5年ごとに約1、000万円という膨大な経費が必要となるが、メリットはあるのか。

答 木を使ったシンボリック部分を観光に役立てたいと考えています。

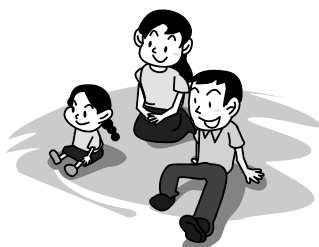
平成20年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について

問 スキー場跡地は今後どうするのか。

答 施設については、老朽化しており、再利用は不可能であるので、撤去する方向で考えています。防災基地については、駐車場の部分を予定しており、地元に対して、御理解いただきたいというところでお願いしているところ。なお、環境省が関わる部分については、必要が生じたときに許可を得ることにしたいと考えています。



波野の阿蘇望橋（木造）



建設常任委員会報告



備工事責任技術者資格認定共通試験の改正、排水設備工事責任技術者登録更新期間及び排水設備指定工事店登録期間の変更に伴い改正を行なうものであることから、可決すべきものと決定しました。

阿蘇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本条例案は、阿蘇市上水道の使用料金統一と手数料の改正を行なうためのものであることから、可決すべきものと決定しました。

阿蘇市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

本条例案は、排水設

平成20年度阿蘇市水道事業会計予算について

平成20年度の主要事業は、上水道工事の4件と、簡易水道工事の3件です。

問 宮地地区の水源開発は、どうなっているのか。

答 一の宮と黒川の配水管を接続し、配水します。また、大和ハ

平成20年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について

本案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

本案は原案どおり可決すべきものと決定しました。



一の宮第5水源（畜協跡地）



下水道の工事風景

下水道事業の工事請負の契約変更について

本条例案が、阿蘇市公共下水道事業成川汚水中継ポンプ場建設工

ウスの分譲規模に合わせ、将来、増設できる施設になっていきます。なお、蔵原水源については、送水管を切断しましたので、今後使用することはありません。以上の審議を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

事の委託協定変更に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであることから、可決すべきものと決定しました。

道路整備財源の確保に関する意見書議決の要請について

本案については、国に対して意見書提出を求める陳情でありましたので、原案どおり採択すべきものと決定しました。



公営企業健全化計画について

水道課と下水道課から、「公営企業健全化計画」について説明がありました。これは平成19年度から21年度まで、臨時特例措置として、「公的資金補償金免除繰上償還」が実施されるので、5%以上の利息で借り入れた企業債を低利資金に借換えることで、将来の金利負担の低減を図るものです。この制度の適用を受けるため、総務省から、公営企業健全化計画の策定が義務付けられており、計画は平成19年度から23年度までの5年間で行政改革を進め、歳出抑制を積極的に推進しなければならないというものでした。

